

松阪市立第一小学校いじめ防止基本方針

2014年度策定

2020年度改定

2026年度改定

1.いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、法の趣旨を十分踏まえ、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に事実確認することも重要である。(松阪市いじめ防止基本方針 2014 策定、2020 改定より)

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければなりません。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、「第一小学校いじめ防止基本方針」を定めます。

2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ問題対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行います。必要に応じて委員会を開催します。構成員は以下のとおりとします。

(1) いじめ問題対策委員会の構成員

＜校内構成員＞校長、教頭、児童支援、教務主任、人権教育担当 生活指導担当、養護教諭、当該学年担任を基本とし、その他関係職員（特別支援教育担当、担任、スクールカウンセラー等）、PTA 役員、地域住民代表（学校運営協議会委員）を加えることができる。

(2) いじめ問題対策委員会の活動内容

- ① いじめに関する情報の収集及び共有
- ② いじめの事実確認及び対策案の検討
- ③ 該当の子どもへの支援や指導及び該当の保護者への対応
- ④ 学級への指導体制の強化と支援
- ⑤ 外部機関への協力要請、または警察への通報
- ⑥ 児童指導年間計画の作成・実行・検証・改善に関すること
- ⑦ いじめ防止に係る研修会等の企画・運営に関すること
- ⑧ いじめの未然防止に関すること
- ⑨ いじめの早期発見に関すること
- ⑩ いじめの早期解決に関すること
- ⑪ いじめの調査に関すること

3. いじめ防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

【具体的な取組】

- ① 互いを認め合える関係をつくります。
- ・人とつながる喜びを味わう体験活動を通して、友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力の育成を行います。
 - ・特別の教科道徳では、児童の人権尊重の精神や思いやりの心を育てるとともに、「いじめの問題」について児童一人ひとりが考え、議論するように取り組みます。
 - ・学級満足度調査（Q-U）結果を考察し、その対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研

修で共通理解を図るとともに、よりよい学級経営に努めます。

② 自己肯定感や自己有用感を育成します。

- ・教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感をもたせ、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。
- ・一人ひとりが活躍できる学習活動として、縦割り班活動等の異学年交流や、児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実、児童が主体的に取り組める学習活動や自学、自主学習プリントの工夫に取り組みます。
- ・様々な場において、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにします。
- ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行います。

③学校が家庭・地域と連携します。

- ・子どもの道徳的判断力や実践力を高めるために、家庭・地域とともに、様々な場面において、命を大切にする教育を推進します。
- ・子どもが今後直面するであろう様々な課題に、柔軟にたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、地域・家庭と協働し、体験学習をはじめとするキャリア教育の推進を図ります。
- ・インターネット上のいじめ等のトラブルを未然に防ぐために、学年に応じてインターネットの特性について理解させ、情報の受け手の気持ちを思いやった行動ができる力の育成に努めます。さらに、保護者に対して、携帯電話やインターネット等の子どもの使用について、家庭で適切な指導を行うための情報提供を行い、家庭でのルールづくりを進めていきます。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

【具体的な取組】

① いじめを相談しやすい体制を整えます。

- ・教師と児童、児童と児童の信頼関係を深め、悩みごとを一人で抱え込まず、誰かに相談できるようにします。
- ・個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後などを利用したり

して、児童から情報を収集します。

- ・スクールカウンセラーやにじいろサポーター、教職員による教育相談日や教育相談週間を設置し、積極的に相談活動を行います。

② いじめを把握します。

- ・児童に「生活・学習に関するアンケート」を年2回（7月・12月）行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめを生まない学校づくりをめざします。
- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめます。解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図ります。
- ・職員間の連携を密にして事実を確認します。

③ 家庭、地域と連携します。

- ・日頃から児童を中心に据え、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めます。
- ・家庭訪問により、児童や保護者との信頼関係を構築します。
- ・児童や保護者からいじめの相談があったときは、真剣に受け止め、信頼関係を結び、速やかに対応します。

④ 家庭や地域と連携して取り組みます。

- ・PTA専門部会やその他各種会議、学級懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。
- ・いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解できるよう、保護者研修会の開催やウェブサイト、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行います。
- ・学校自己評価や学校関係者評価等を計画的に行い、児童や保護者、関係機関等の意見や評価を十分取り入れ、取組の工夫改善に取り組みます。

(3) いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

① いじめの解決に向け、取り組みます。

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。
- ・いじめられた児童やいじめた児童、関係児童・集団から事実関係を聴取し収集するとともに、いじめが確認された場合、いじめ問題対策委員会で情報を共有します。

1. いじめられている児童の名前
2. いじめている児童の名前（複数の場合は全員）
3. いじめの状況（日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等）
4. いじめの動機や背景（状況から推測される場合も含む）
5. いじめられている児童といじめている児童の言動や特徴
6. 保護者や教職員が有する情報
7. 周囲の子どもの状況等

等

- ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
 - ・ 傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様絶対許されないことであるということを指導します。
 - ・ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたります。
 - ・ 校内研修会でいじめについて研修をしたり、外部の研修会に積極的に参加したりすることにより、教職員の資質向上を図ります。
- ② いじめを受けた児童を支援します。
- ・ いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や家族、教員、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくれます。
 - ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係や徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝えます。また、判明した情報を適切に提供します。
 - ・ いじめを受けた児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を取りながら、支援していきます。
- ③ いじめている側の子どもに丁寧に対応します。
- ・ 自らの言動や行動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促すとともに、相手の人格や人権を尊重する大切さに気付かせ、行動していけるように指導します。
 - ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人ひとりの子どもに徹底させます。
- ④ 関係機関との連携
- ・ 学校だけでなく、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家や松阪市教育委員会事務局学校支援課、育ちサポート係、松阪市子ども支援研究センター、松阪市健康福祉部こども局こども家庭

センター等の関係機関とケース会議をもつなどし、連携・協力して解決にあたります。

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案においては、教育委員会に連絡を取り、警察と相談して対処します。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。
- ・ インターネット上の書き込み等については、県教育委員会が行うネットパトロールによる監視に加え、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものは、警察と連携した対応を進めていきます。

4. 重大事態への対応

（１）重大事態とは

「いじめ防止対策推進法」第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又は、その設置する学校は、その事態に対処し、速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されています。

「一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

「二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

○「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

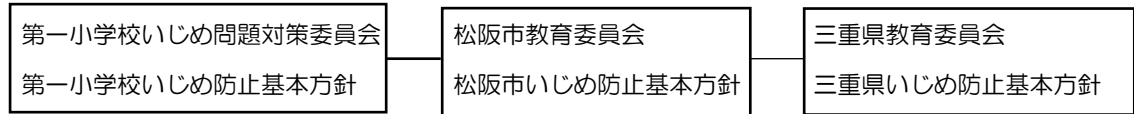
- ・ 子どもが自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とします。

子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長・いじめ問題対策委員会の判断により、迅速に調査に着手します。

○子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたります。

(2) 重大事態発生時の対応



①報告

重大事態が発生した場合には、直ちに松阪市教育委員会に報告します。
松阪市教育委員会を通じて松阪市長へ事態発生について報告します。

②調査の組織

報告後、松阪市教育委員会の「松阪市いじめ防止基本方針」に従い、教育委員会の指導・助言のもと調査を行います。

調査をする組織は、学校に設置される「第一小学校いじめ問題対策委員会」を母体とする場合と教育委員会が設置する「松阪市いじめ対策審議会」を母体とする場合があります。

③調査の実施

調査は、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校や学校関係者がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、学校は、「松阪市いじめ対策審議会」に対して積極的に資料を提供します。

④調査結果の提供および報告

学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明します。また、加害児童やその保護者に対しても説明します。

⑤再調査

上記④における調査結果の報告を受け、市長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長部局が「松阪市いじめ調査委員会」（条例第 27 条から 36 条）（以下「調査委員会」という。）を設けて再調査を行います。

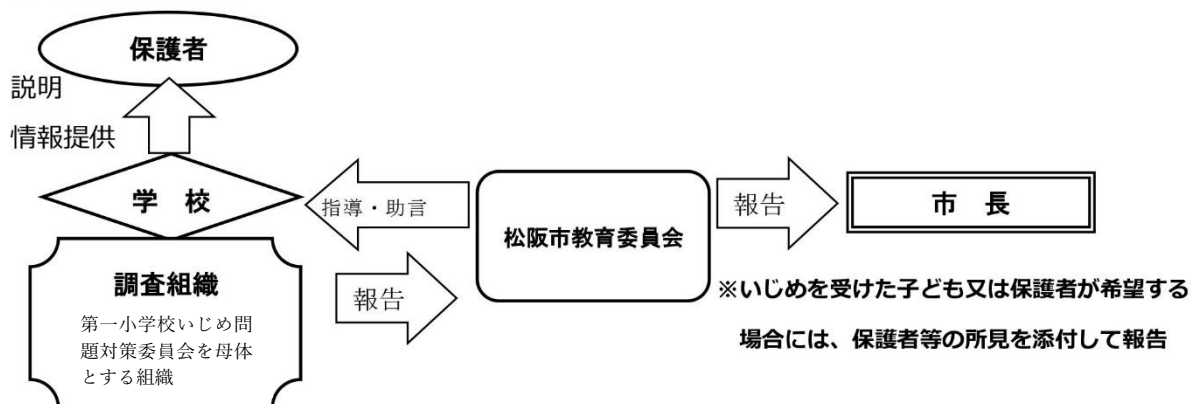
＜重大事態発生時の対応＞

1 報告

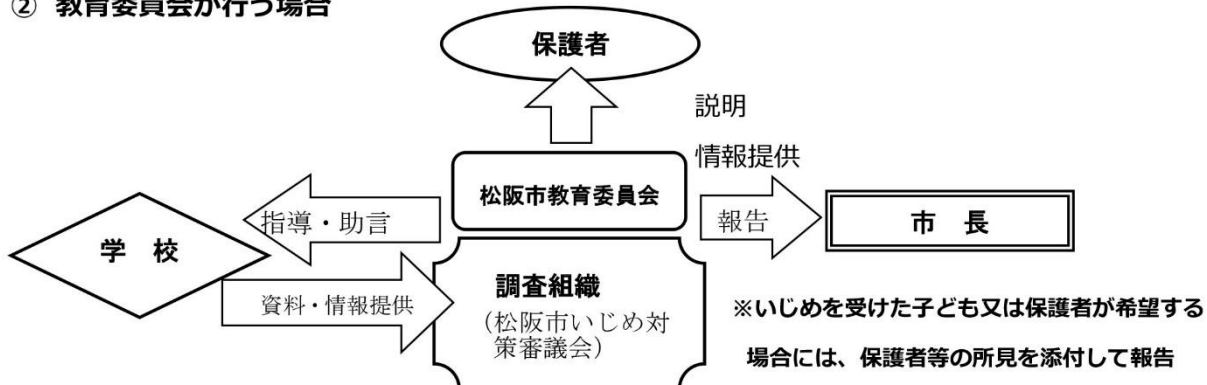


2 調査

① 学校が行う場合



② 教育委員会が行う場合



3 再調査

※重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合

